

多文化共生社会の実現のために

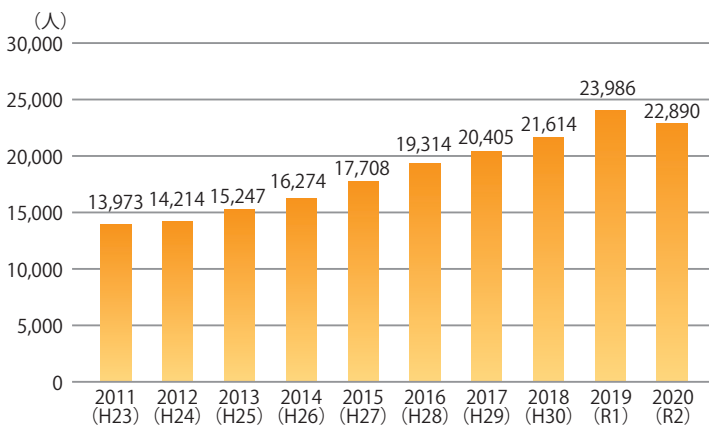
宮城県では多文化共生のまちづくりに取り組んでいます。

「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会のことです。

あなたの地域にはどのような外国籍の方がお住まいか知っていますか？

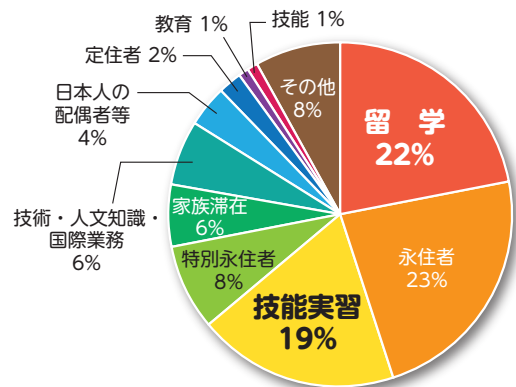
宮城県内に在住する外国人は年々増加し、2019年には2万3,000人を超え、過去最高を記録しました。特に、留学生や技能実習生等若い外国人県民が増えています。

宮城県の在留外国人の推移



(出典：法務省、在留外国人統計、各年12月末)

宮城県の在留資格別在留外国人の割合



(出典：法務省、在留外国人統計、2020年12月末)

知っていますか？ 外国人県民にとっての3つの壁

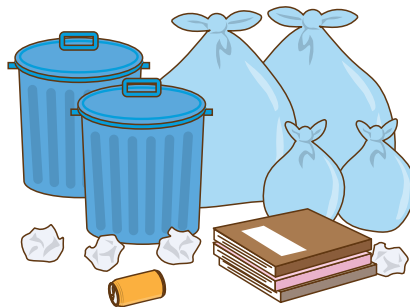
意識の壁

国籍や文化などの違いから日本人と外国人双方が積極的な関わりを避けてしまう。



言葉の壁

言葉がわからず、ゴミ出しや交通機関の利用方法など、生活に必要な情報が得られない。



生活の壁

制度を知らなかったり、理解していなかったりなどして、必要なサービスを受けられない。



こんなことから始めませんか？

地域の行事に参加

外国籍の方があなたの住んでいる地域で暮らすことになったら、まず地域の行事に参加してもらえるよう、働きかけてみましょう。自治会（町内会）にも参加してもらえるといいですね。

一緒に防災訓練

災害が少ない国で育った外国籍の方は、実際に災害が起こったときに、どうしたらいいのかわからないことがあります。地域の防災訓練に参加していただくことで、対処方法を学ぶことができます。また、地域に住む外国人と日本人がお互いに知り合うことができます。



こんなことが役立ちます！

「やさしい日本語」の使用

「やさしい日本語」とは難しい単語を言い換えたり、文を短くしたりするなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国籍の方だけでなく、高齢者や障害者、子どもへの情報伝達のためにも役立ちます。宮城県内には様々な外国籍の方が暮らしていますが、全ての言語で対応することは難しいです。そこでコミュニケーション手段として有効なのが「やさしい日本語」です。

話す際のポイント

- ① ゆっくり、はっきり話す
- ② 簡単な単語を使う／言い換えをする
両親 → お父さん、お母さん
- ③ 1つの文を短くする
「です。」「ます。」で文を区切る
- ④ 曖昧な表現、複雑な表現は使わない
～はご遠慮ください → ～しないでください
- ⑤ 尊敬語、謙譲語は使わない
どなたですか → 誰ですか

変換例

- ① 混雑した場所への外出を極力減らす
- ② 高台へ避難してください

変換

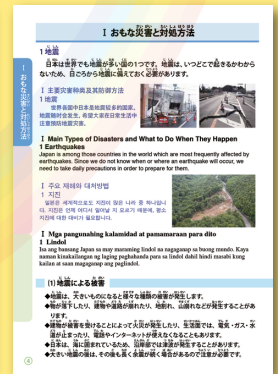
- ① ^{ひと}人が ^{おお}多いところに ^いできるだけ ^い行かない
- ② ^{たか}高いところへ ^に逃げてください

災害の備えに関する多言語情報の活用

宮城県では、「外国人県民のための防災ハンドブック」を作成しています。いつ発生するかわからない地震や津波、その他災害から身を守るための基本的なことを掲載しています。

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語

ダウンロード：宮城県ホームページで「外国人県民のための防災ハンドブック」と検索
<https://www.pref.miyagi.jp/site/tabunka/bosai-handbook.html>
 ※配布を希望される場合は、下記宮城県経済商工観光部国際政策課までお問い合わせください。



みやぎ外国人相談センター TEL：022-275-9990

(公財)宮城県国際化協会(MIA)内には、外国人県民ご本人からのさまざまな相談に多言語で応じる「みやぎ外国人相談センター」が開設されています。相談員の通訳を介して、外国人県民と各種相談窓口担当者や民生委員をはじめ外国籍の方を支援する方との意思疎通を円滑にすることにもご利用いただけます。

- 対応言語：中国語・韓国語・英語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語・インドネシア語・ネパール語・スペイン語・ロシア語・タイ語・ヒンディー語・日本語
- 曜日・時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 ※三者通話電話を利用した場合もあります。

こんなときは、
ご利用ください！

「こちらの説明がきちんと伝わっていないかも…」
 「外国籍の方に連絡したいことがあるけど、
 日本語がわからないようだ…」



宮城県・宮城県人権啓発活動ネットワーク協議会 〈みんなの人権110番〉 0570-003-110

※この資料は、法務省の人権啓発活動地方委託費を活用して作成しております。



宮城県 経済商工観光部 国際政策課
 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
 電話 022-211-2972 / E-mail kokusaik@pref.miyagi.lg.jp

